

平成23年度予算概算決定の概要

生産局農業環境対策課

環境保全型農業直接支援対策	1
農業生産における地球温暖化対策の推進	3
有機農業の推進	8
環境保全型農業の推進	12

平成22年12月

農林水産省

1. 環境保全型農業直接支援対策

【[所要額] 4, 807(0) 百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援します。

<背景/課題>

- ・ 環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。
- ・ そのためには、現行の農地・水・環境保全向上対策における集落ぐるみでの共同活動が行われている地域かどうかにかかわらず、環境保全型農業の取組に対して幅広く支援を行っていくことが必要です。

政策目標

地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の環境保全効果：約49億円

<主な内容>

1. 環境保全型農業に取り組む農業者等に対する直接的な支援

- (1) 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援（国の支援額：4,000円/10a）を実施します。（環境保全型農業直接支払交付金）

<具体的な営農活動>

- ・カバークロープの作付け
- ・リビングマルチ、草生栽培の実施
- ・冬期湛水管理
- ・有機農業の取組

- (2) 平成22年度まで先進的営農支援に係る交付金の支給対象となっていた農業者グループが協定に基づき行う、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に対して、平成22年度までの支払い実績の範囲内で、取組面積に応じた支援（国の支援額：水稻3,000円/10a、麦・豆類1,500円/10a、果菜類9,000円/10a等）を実施します。（先進的営農活動支援交付金（平成23年度限り））

環境保全型農業直接支払交付金及び先進的営農活動支援交付金
[所要額] 4, 462(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：(1) 農業者、(2) 地域協議会

2. 環境保全型農業直接支払制度の円滑な推進

環境保全型農業直接支払制度の適正かつ円滑な実施に向けた地域協議会及び地方公共団体の支援体制を整備します。

環境保全型農業直接支払等推進交付金 240(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：地域協議会、地方公共団体

3. 環境保全型農業直接支払制度に係る調査やシステムの整備

より効果的・効率的な環境保全型農業直接支払制度としていくため、環境保全効果等に関する調査・検証を実施するとともに、必要な電算処理システムを構築します。

環境保全型農業推進調査事業 35(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費 70(0) 百万円

事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 03-3593-6495（直）

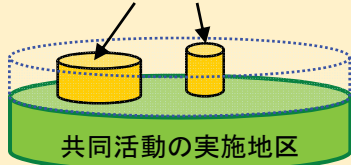
環境保全型農業直接支払

- 集落共同で農地・農業用水等の保全管理を実施しているかどうかにかかわらず、全国で支援を実施します。

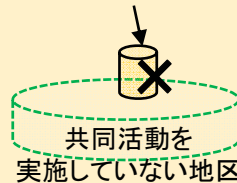
これまで(農地・水・環境保全向上対策)

平成23年度～(環境保全型農業直接支払)

環境保全型農業
に対して支援



環境保全型農業に対する
支援を受けられない



全国に支援を拡大



- 化学肥料・農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を行います。

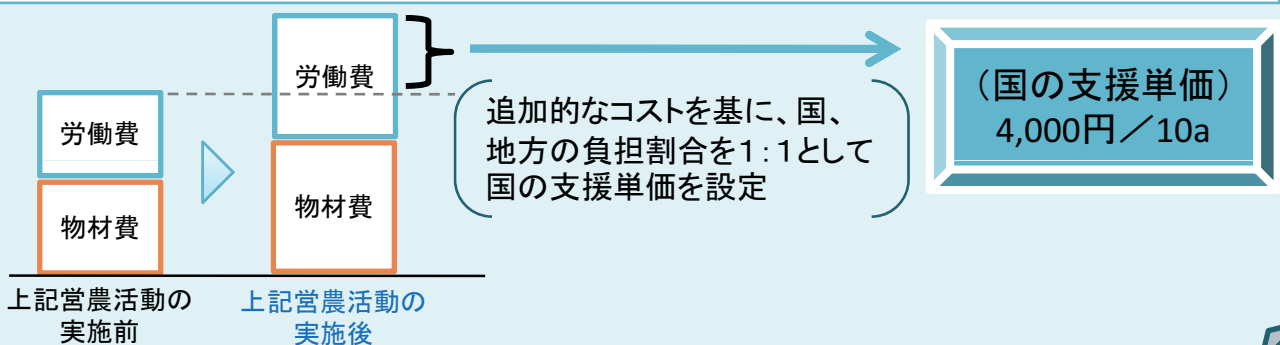


地球温暖化防止等に効果の高い営農活動

- 5割低減とセットで行われる次の取組
 - ーカバークロープの作付け
 - ーリビングマルチ、草生栽培の実施
 - ー冬期湛水管理
- 有機農業の取組



- 支援水準は、上記営農活動の実施に伴う追加的コストに着目して設定します。



- 現行の農地・水・環境保全向上対策で化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対して支援を受けている農業者グループに対しては、平成23年度までは支援を継続します。その場合の支援単価は、現行対策と同じです(先進的営農活動支援交付金)。

<国の支援単価>

水稲:3,000円/10a、麦・豆類:1,500円/10a、果菜類:9,000円/10a 等

2. 農業生産における地球温暖化対策の推進

【生産環境総合対策事業（地球温暖化対策推進分）】 603（1,023）百万円

【強い農業づくり交付金（都道府県型）】 3,127（14,385）百万円の内数

【産地活性化総合対策事業】 10,704（6,515）百万円の内数

【農畜産業機械等リース支援事業（施設園芸省エネ設備導入型）】 1,627（2,742）百万円の内数

対策のポイント

全国農地土壌炭素調査、省エネ効果が高い新技術の開発・実証等による地球温暖化防止の取組、地球温暖化の影響軽減のための産地指導等の地球温暖化適応の取組を支援します。

<背景/課題>

政府の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献するため、農業分野における温室効果ガス排出量削減に資する取組の強化、地球温暖化に適応するための助言・指導等の対応が求められています。

政策目標

平成24年度までに農業分野における温室効果ガスを53.8万CO₂トン削減

<主な内容>

1. 地球温暖化防止策

(1) 土壌が有する地球温暖化防止機能の活用

農地及び草地の土壌炭素貯留量を国際ルール（IPCCガイドライン）に基づいて算定するため、全国約3,800点において土中炭素量の測定等を行います。

また、緑肥の作付など炭素貯留効果の高い営農活動がもたらす炭素貯留量、経営への影響等の調査を行うとともに、有機質肥料施用に伴う一酸化二窒素発生量の調査を実施します。

生産環境総合対策事業のうち
土壌が有する地球温暖化防止機能の活用
241（244）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(2) 施設園芸の温室効果ガス排出削減対策

先進的省エネルギー加温設備及び高断熱被覆設備を組み合わせた設備の導入を支援します。

① 先進的省エネルギー加温設備

・ハイブリッド加温設備 ・木質バイオマス利用加温設備

② 高断熱被覆設備

・外張多重化設備 ・内張多層化設備

生産環境総合対策事業のうち
施設園芸の温室効果ガス排出削減対策（地区推進事業）
254（627）百万円
補助率：1/2以内
事業実施主体：農業者団体

施設園芸からの温室効果ガス排出量を削減するため、省エネルギー効果の高い新技術の開発・実証を支援します。

生産環境総合対策事業のうち
施設園芸の温室効果ガス排出削減対策（全国推進事業）
76（119）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 地球温暖化適応策

専門家からなるサポートチームによる産地診断に基づく助言・指導等の地球温暖化適応の取組を支援します。

生産環境総合対策事業のうち
地球温暖化適応策
32（33）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 地球温暖化対策に必要な施設の整備

水田における稲わらすき込みに伴うメタン発生の抑制や農地における炭素貯留を促す有機物供給施設、農作物の高温障害等を回避する細霧冷房施設等の導入を支援します。

強い農業づくり交付金（都道府県型）
3,127（14,385）百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額
（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：農業者団体、民間団体

産地活性化総合対策事業
10,704（6,515）百万円の内数
補助率：1/10以内
事業実施主体：市町村、農業者の組織する団体、
民間団体

4. 施設園芸の省エネルギー対策

循環扇、内張りの多層化等の省エネルギー設備のリース導入を支援します。

農畜産業機械等リース支援事業（施設園芸省エネ設備導入型）
1,627（2,742）百万円の内数
補助率：定額（リース料のうち物件購入価格の1/2以内）
事業実施主体：農業者グループ
（農業者とリース事業者の共同実施）

お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 03-3502-5951（直）

農業生産における地球温暖化対策の推進

全国農地土壌炭素調査、省エネ効果が高い新技術の開発・実証等による地球温暖化防止の取組、地球温暖化の影響軽減のための産地指導等の地球温暖化適応の取組を支援します。

I 生産環境総合対策事業（地球温暖化対策推進分） 【603百万円】

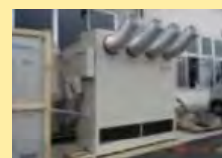
①土壌が有する地球温暖化防止機能の活用

- ・全国農地土壌炭素調査の実施



②施設園芸の温室効果ガス排出削減対策

- ・ヒートポンプ等の先進的加温設備の導入
- ・省エネ効果が高い新技術の開発・実証



(→6ページに支援内容)

③地球温暖化適応策

- ・専門家からなるサポートチームによる産地診断の実施 (→7ページに詳細)

II 強い農業づくり交付金【3,127百万円の内数】 産地活性化総合対策事業【10,704百万円の内数】

水田における稲わらすき込みに伴うメタン発生の抑制や農地における炭素貯留を促す有機物供給施設、たい肥貯留施設、高温障害等を回避する細霧冷房施設等の整備

(→6ページに支援内容)



III 農畜産業機械等リース支援事業 (施設園芸省エネ設備導入型)【1,627百万円の内数】

循環扇、内張の多層化等の省エネルギー設備のリース導入を支援

(→6ページに支援内容)



農業生産における地球温暖化対策の支援内容

生産環境総合対策事業の活用

補助率: 1/2以内

施設園芸からの温室効果ガス排出削減の取組を支援します

支援の対象となる設備の組み合わせ

ハイブリッド加温設備



(補助対象外)
(既存)
燃油加温機

+

ヒートポンプ



または

木質バイオマス利用加温設備



ペレット
加温機

+

ペレット用
サイロ



高断熱被覆設備

外張被覆
の多重化



内張被覆
の多層化



強い農業づくり交付金・ 産地活性化総合対策事業の活用

補助率: 1/2以内等
(強い農業づくり交付金)
補助率: 1/10以内
(産地活性化総合対策事業)

地球温暖化対策（防止策、適応策）に必要な施設の導入を支援します

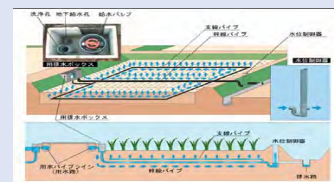
支援の対象となる設備の例



有機物供給施設



細霧冷房



地下灌漑システム

農畜産業機械等リース支援事業の活用

補助率: 定額(リース料のうち物件購入価格の1/2以内)

施設園芸の省エネ化に必要な設備のリース導入を支援します

支援の対象となる省エネルギー設備の例



循環扇



外張の多重化



内張の多層化



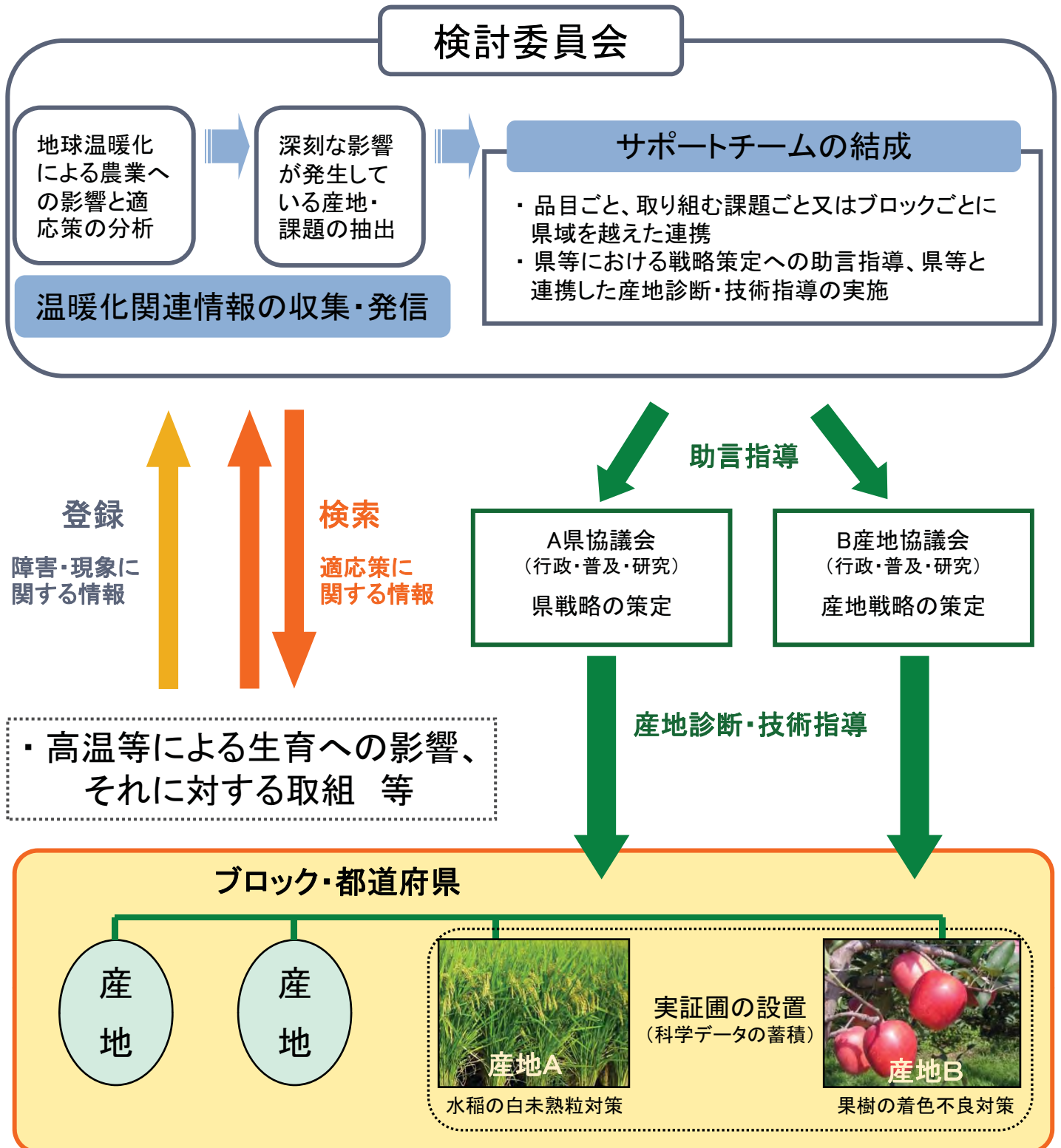
多段式サーモ



廃熱回収装置

地球温暖化適応策の内容

専門家によるサポートチームの結成や産地診断による助言指導等により
県段階、産地段階での戦略的な対応を促進します。



3. 有機農業の推進

【生産環境総合対策事業（有機農業推進分）

104（108）百万円】

【産地活性化総合対策事業

10,704（6,515）百万円の内数】

対策のポイント

有機農業推進に向けた産地の販売企画力、生産技術力強化の取組、販路拡大のためのマッチングフェアの開催、栽培技術の体系化の取組等を支援します。

<背景／課題>

有機農業推進法に基づき、有機農業の一層の拡大を図るため、**有機農業技術の確立・普及、安定供給の確保、消費者理解の促進**に向けた施策を推進するとともに、有機JAS制度の活用を推進すること等を通じ、**有機農産物の生産、流通の更なる拡大**を促進することが求められています。

政策目標

有機JAS認定農産物の生産量を26年度までに5割増加

<主な内容>

1. 全国段階での有機農業普及・参入促進支援

(1) 有機農業参入促進対策

農業者等の有機農業への参入を促進するため、有機農業の参入希望者を対象とした相談活動、有機農業者等の交流活動、研修の受入先等の情報の整備、インターネットを活用した情報提供等の実施を支援します。

(2) 有機農業普及啓発対策

実需者等の有機農業に対する理解と関心を増進するため、施策説明会を含んだブロック推進会議を開催します。

(3) 有機農業調査支援対策

消費者の有機農業に対する理解と関心の程度及び実需者等が有機農産物を取り扱うに当たっての課題と対応方向を把握するため、調査等を実施します。

(4) 有機農業栽培技術体系化促進対策

全国の有機農業の実態把握や標準的栽培技術の体系化を推進します。

また、有機農業等の普及のため、優良な取組事例や技術情報の発信を引き続き実施します。

生産環境総合対策事業のうち

有機農業普及・参入促進支援

104（108）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

2. 有機農業に取り組む産地の収益力向上対策

(1) 有機農業推進事業

有機農業の推進に向け、産地が産地収益力向上プログラムを策定し、同プログラムに基づき行う、①販売企画力強化、②生産技術力強化、③人材育成力強化等の取組を支援します。

産地活性化総合対策事業
10,704(6,515)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：産地収益力向上協議会

(2) 有機農産物マッチングフェアの開催

有機農産物の販路拡大を図る観点から、大消費地の新たな有機農産物市場を開拓するため、有機農業推進事業に取り組む産地と仲卸、小売業者等をマッチングさせる有機農産物マッチングフェアの開催を支援します。

産地活性化総合対策事業
10,704(6,515)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 有機農業の推進に必要な施設の整備

有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給、土壌診断等を行うための拠点となる有機農業技術支援センターの導入に際して、**融資残の自己負担部分について補助金を交付**します。

産地活性化総合対策事業
10,704(6,515)百万円の内数
補助率：融資残額(1/10以内)
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 03-6744-2114 (直)

有機農業の推進

有機農業推進に向けた産地の販売企画力、生産技術力強化の取組、販路拡大のためのマッチングフェアの開催、栽培技術の体系化の取組等を支援します。

I 生産環境総合対策事業(有機農業普及・参入促進支援分)

【104百万円】

○全国段階での有機農業の普及啓発・参入促進等の取組を支援

- ・ 有機農業参入希望者に対する相談活動や研修受入先の情報提供
- ・ 施策説明会を含んだブロック推進会議の開催
- ・ 消費者アンケートや有機農産物の取扱拡大に当たっての実需者等調査
- ・ 全国の有機農業の実態把握のための調査や標準的栽培技術の体系化



II 産地活性化総合対策事業

【10,704百万円の内数】

○有機農業に取り組む産地の収益力を向上させる取組を支援

【有機農業推進事業 (→詳細は11ページ)】

- ・ 産地収益力向上プログラムの策定
- ・ プログラムに基づく取組の支援
 - 販売企画力強化 (量販店での販売促進活動、学校給食への有機農産物の供給 など)
 - 生産技術力強化 (栽培研修会、有機種苗交換会 など)
 - 人材育成力強化 (参入希望者への現地説明会、新規就農者への技術指導 など)



【全国推進事業】

- ・ 有機農業マッチングフェアの開催



○有機農業の推進に向けた有機農業技術支援センターの整備に際して、融資残の自己負担分を補助し、その導入を支援

有機農業技術支援センターの整備
(補助率1/10以内)

〔有機農業に必要な技術の習得、種苗の供給、
土壌分析を行う施設〕



有機農業推進事業の内容

有機農業による産地収益力向上を目的とした産地の取組を支援します。
(産地活性化総合対策事業)

地区事業(定額)(国直接採択事業)

産地収益力向上協議会

(有機農業者、市町村、普及指導員、
流通・販売業者等)

- ・産地収益力向上に向けたプログラムの策定
- ・プログラムを具体化するための取組を支援



①販売企画力強化

- ・消費者等への普及啓発活動
- ・学校給食への有機農産物供給
- ・有機農産物の成分分析等



消費者との交流

②生産技術力強化

- ・実証ほの設置
- ・有機農業栽培技術講習会
- ・種苗交換会の開催



実証ほの設置

産地収益力向上プログラムの策定

- ・収益力向上を成果目標としたプログラム策定
- ・プログラムを具体化するための取組を計画

③人材育成力強化

- ・参入促進のため研修会等の開催
- ・有機JAS取得のための講習会の開催



現地研修会の実施

全国団体(定額)

- ・有機農業に取り組む産地と実需者をマッチングさせる有機農産物フェアの開催
- (広域流通による販路確保をサポート)



販路確保の取組を支援

プログラムと連動した施設整備支援

ハード支援 (1/10以内)

(産地活性化総合対策事業)

- ・有機農業推進の拠点となる有機農業技術支援センター(研修、有機種苗供給、土壌診断施設)の整備

整備地区は有機農業推進事業地区に限る

4. 環境保全型農業の推進

【生産環境総合対策事業（農業生産環境対策分）

262（318）百万円】

【消費・安全対策交付金 3,023（2,686）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金（都道府県型）

3,127（14,385）百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業 10,704（6,515）百万円の内数】

対策のポイント

肥料価格の上昇に対応できる農業経営の確立や輸入肥料原料の安定確保に向けた取組を推進します。また、農作物中のカドミウム濃度の実態把握等を行います。

<背景/課題>

- ・平成20年に高騰した肥料価格は、現在も多くの品目で高騰前より1～2割程度高い水準にあり、食料増産等により世界的に肥料需要が高まる中、価格面も含めた安定供給についての不安要因が生じています。
- ・総合的な食料安全保障を確立する観点等から、化学肥料の使用量を抑える取組により、肥料価格の上昇に対応でき、環境にやさしい農業経営を確立するとともに、海外から輸入する肥料原料の安定確保に向けた取組を推進することが重要となっています。
- ・コメに含まれるカドミウムの国内基準値の改正に対応し、より安全な農産物の供給体制を確立するため、農作物中のカドミウム濃度の低減を図る必要があります。

政策目標

平成24年度までに化学肥料の使用量を1割削減

<主な内容>

1. 環境を重視した生産方式への転換

(1) 化学肥料の使用量の抑制、輸入肥料原料の安定確保

肥料価格の上昇に対応でき、環境にやさしい農業経営を確立するため、施肥指導体制の強化、土壌診断に基づく適正施肥の徹底等の取組やエコファーマーの全国的なネットワーク活動を支援するとともに、海外から大部分を輸入する肥料原料について、資源産出国の実態調査を実施します。

生産環境総合対策事業のうち施肥体系緊急転換対策
251（307）百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：協議会、農業者団体、民間団体等

(2) 農作物中のカドミウム濃度の低減

我が国全体として農作物中のカドミウム濃度を低減させるため、一元化されたカドミウムに関する情報に基づき、農作物中のカドミウム濃度の実態を把握するための調査を実施します。

生産環境総合対策事業のうち土壌環境復元対策
10（11）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

農作物中のカドミウム濃度の低減を目的とした戦略策定や水田における植物浄化技術の導入・普及を推進することにより、安全な農産物の産地供給体制の確立を図ります。

消費・安全対策交付金
3,023(2,686)百万円の内数
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県、市町村、協議会、
農業者団体、民間団体

2. 環境保全型農業の推進のための整備

持続可能な農業生産を推進するために必要な共同利用施設、地域の未利用・低利用資源を堆肥として活用するための施設を整備するとともに、カドミウム汚染土壌の除去のための客土をはじめ、土壌・土層改良等の小規模基盤整備に関する支援を実施します。

強い農業づくり交付金（都道府県型）
3,127(14,385)百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額
（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体

産地活性化総合対策事業
10,704(6,515)百万円の内数
補助率：5.5/10、1/10以内等
事業実施主体：協議会、民間団体等

お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 03-3502-5951（直）

環境保全型農業の推進

肥料価格の上昇に対応できる農業経営の確立や輸入肥料原料の安定確保に向けた取組を推進します。また、カドミウム濃度の実態把握等を行います。

I 施肥体系緊急転換対策

【化学肥料の使用量の抑制、輸入肥料原料の安定確保】

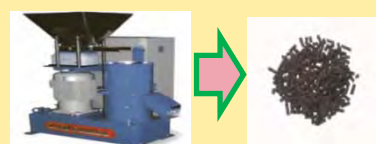
【生産環境総合対策事業（施肥体系緊急転換対策分） 251百万円】

①過剰施肥の抑制

- ・ 県段階における減肥基準策定に必要な科学的データ収集の取組を支援（定額）
- ・ 県や地域段階における施肥指導体制の強化に向けた取組を支援（定額）
- ・ 土壌診断に基づく適正施肥の徹底等の取組を支援（定額）
- ・ エコファーマーの全国的なネットワークの活動を支援（定額）



土壌診断に基づく施肥指導



ペレット化装置

ペレットたい肥

②地域資源等の効率的利用の推進

- ・ 地域の未利用・低利用資源を肥料として効率的に利用するための取組を支援（1/2以内）



りん鉱石採掘現場

③輸入肥料原料の安定確保

- ・ 海外の資源産出国の実態調査や相手国に輸出促進の働きかけを行うための取組を支援（定額）

【地域有機資源の肥料化に必要な施設の整備】

【強い農業づくり交付金 3,127百万円の内数】

- ・ 地域の未利用・低利用資源を肥料として活用するために必要な施設整備を支援（1/2以内）

II 土壌環境復元対策

【農作物中のカドミウム濃度の実態把握】

【生産環境総合対策事業（土壌環境復元対策分） 10百万円】

- ・ 一元化されたカドミウムに関する情報に基づき、農作物中のカドミウム濃度の実態を把握するための調査を実施（委託：定額）



実態調査の実施

【水田における植物浄化技術の導入・普及推進】

【消費・安全対策交付金 3,023百万円の内数】

- ・ 農作物中のカドミウム濃度の低減を目的とした戦略策定や水田における植物浄化技術の導入・普及を推進することにより、安全な農産物の産地供給体制の確立を支援（定額、1/2以内）